

意匠法の問題圈 第14回

—— 保護対象 VI 視覚的美感②

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

VI. 視覚的美感

3. 美感

1) 学説等

①旧法(大正10年法以前)の議論

大正10年法以前の意匠法には、「美感」等の文言はない*¹*²。しかし、意匠が「美感」等を本質とすることは、一般的な了解事項であった。

例えば、特許庁意匠課『意匠制度120年史』59頁は、大正10年法では、「審美的なことについてはなんら明文規定がなかったが、学説及び審査取極においては、審美的であることを要件と解しており、旧法の解釈、通説を明文化した規定といえる。」と述べ、学説として、吉原隆次『意匠法詳論』*³、及び村山小次郎『四法要義』*⁴を挙げ、『昭和26年6月集録意匠審査取極』の「物品を装飾(美化)するものと認むるに足らざる時は意匠を構成せざるものとして拒絶すること(意匠法第1条)(昭和五)」*⁵を参照している(カタカナはひらがなに改める。以下同じ)。

昭和3年から4年にかけての改正検討においても、「意匠の定義」として、「意匠とは物品に^{かん}關する形状、模様若は色彩又は其の結合に係る工業的考案にして物品自体の本質を構成し物品に依り具体化せられて全体として視る者の美感(美的感情快感、趣味)を満足せしむるに足る印象を與ふるものを謂ふ」との提案がある*⁶。

大正10年法における学説等をみると、意匠に関する「美感」等の概念は、発明・実用新案と意匠とを別するための概念として機能している*⁷。また、この点は、大正10年法以前(明治期)においても同様である*⁸。

②意匠審査基準の変遷*⁹

(ア)『意匠審査取極』

大正10年法時代の『意匠審査取極』(昭和26年6月)では、昭和5年からの規定として、「意匠を構成せずと認める場合 意匠法第一條の意匠を構成せずと認める場合」において、その一つとして、「A 装飾(美化の^{けっけつ}欠缺)」が記載されている。また、「美化するに足りない物 物品を装飾(美化)するものと認められない場合は意匠を構成せざる物として拒絶すること(意匠法第一條)(昭和五)」との記載もある。

(イ)『意匠審査基準』(昭和43年)

(平成10年一部改正前昭和34年意匠法)

昭和43年の『意匠審査基準』は、「意匠を構成しないもの」として「(4) 視覚を通じて美感を起こさせないもの」を規定し、その2類型に、「イ 機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」、および「ロ 意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」を挙げている。なお、2類型のみに限定されるのか、例示であるかは明記されていない。

(ウ)『意匠審査基準』(平成14年改訂)

この改訂基準では、昭和43年基準を基本的に維持しつつ、(1)「視覚を通じて起こる」美感に限られること、(2)「美術品のように高尚な美」でなくてもよいこと、および、(3)(イ)「機能、作用効果を主目的としたもの」と(ロ)「まとまりがないもの」は「美感を起こさせないもの」の例示であることを明記した(とはいえ、この2類型以外には美感を判断する基準は考えられないが)。

③美的処理説

高田忠『意匠』80頁は、美的処理説を採用し、「美感を起こさせるもの」とは「美を感じずることをひき起こすように処理されているもの」すなわち平たく言えば「美的に処理されている」とか、「デザイン的に処理されている」とかということであると述べ、同85頁～86頁は、「審美性なしとして拒絶されるもの」には、三つあり、「(イ) 視覚以外の五感の快さを主としたもので、視覚による美的処理がほとんどなされていないもの」、「(ロ) 機能、作用効果を主目的としたもので、ほとんど美的処理がなされていないもの」、および「(ハ) 意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで、ほとんど美的処理がなされていないもの」であると述べる。

しかし、「美的処理がなされているか否か」を判定する客観的な基準は、結局、「機能、作用効果を主目的としたもの」か「意匠としてまとまりがないか」ということ、すなわち、客観的な対象のあり方に関する評価である。むしろ、創作過程等において「美的処理」があったかなかったかは問題とならず、逆に、対象が美感を起こさせるものであれば、美的処理(意匠的創作)があったと評価されることになる。

したがって、美的処理説は、美感の判断基準とはならない。『意匠審査基準』が、美的処理との概念を入れていないのには理由があり、妥当と思われる。

④機能、作用効果を主目的としたもの

審査基準のうち「機能、作用効果を主目的としたもの」を排除することに力点を置く解釈として、「美感」を発明・考案と区別するためのキーワードと解するものがある。明治・大正期においても、美感性は発明との区別概念であったが、「美的処理」を積極的に解釈することで、その区別を明確にするものである。すなわち、「美的処理を為す余地があったか否か、つまり、その形態が機能上一義的に決定されるものであるか否か」という点をメルクマールとし…、意匠の美感性は、物品の形態から機能上一義的に決定されるものを除く趣旨」*¹⁰とし、「その意味

で、5条3号は、確認的な規定である。」*¹¹とも解する。

確かに、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は保護されない(意5条3号)。『意匠審査基準』69頁は、このような形状とは、「物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状(必然的形状)」であるとし、「必然的形状」であるか否かは、「その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か」を考慮して判断されると述べる。

しかし、この「必然的形状」に関して、具体的な説示をした裁判例はなく、このような「必然的形状」については、具体的事例を挙げることも難しい。『意匠審査基準』でも、事例を挙げているのは、「標準化された規格により定まる形状(準必然的形状)」だけである。代替的な形状が他に存在しない「必然的形状」は、現実には考えられない。

「機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」という基準の実態的運用は禁欲的であり、この意味で美感がないとして意匠登録出願を拒絶するケースはほとんどない*¹²。特に、平成14年基準改訂において、「美術品のように高尚な美」でなくてもよいことが明記され、意匠の形態としてまとまった印象を与えるものは美感ありと解されると思われる。また、裁判例においても、類否判断をする意匠について「美感を起こさせるもの」であることは「暗黙の前提」となっている*¹³。

むしろ、同じ形状について、発明・考案としても、意匠としても捉えることができるのであり、同じ形状について特許・実用新案登録され、かつ意匠登録される可能性がある。したがって、「美感」概念は、形態に関する意匠法上の価値評価の観点・態度を意味すると解すべきである。

さらにいえば、機能と美感とは相対立するものではなく、「機能美」という概念もある*¹⁴。意匠においては、「機能に関連する形状等も美感を判断する要素」であり、物品を選択する場合に「実用的な観点から注目される部分」の形態は、意匠の類否判断における「需要者の注意を引く部分」ともなりうる*¹⁵。

したがって、「機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」との基準の適用については、「機能必然的形態」としかいえず「美感を全く起こさせないもの」を登録しないという程度の禁欲的運用が妥当であり、結局は、ほとんど適用がないということになろう。

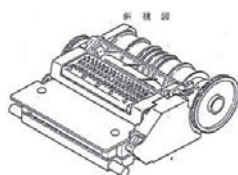
⑤意匠としてまとまりがないもの

「意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」との基準についても、「美術品のように高質な美」でなくともよいとの解釈が妥当である。論理的には、「煩雑な感じ」も、広い意味での「美感」に含まれる。この観点からみると、全体として「まとまった感じ」や「印象」を与える形態であれば、「美感を起こさせるもの」というべきである。

なお、美感を起こさせないものであると判断した審決が30年前にある（同時期に同旨審決が他に16件ある*16）。すなわち、審決昭和61.7.10〔卓上電子計算機用印刷機〕（昭和58-13481審決公報2828号89頁）〔図1〕は、「美感を起こさせるもの、といい得るためには、その形態に何らかの美的価値があること、形式的側面からいえば、その形態が何らかの秩序にしたがった統一的全体として形成されていることが必要である…。しかるところ、本願の添附図面代用写真にあらわされた形態は、枠体に紙送り機構部や印刷機構部などの機械的構成部品を単に機能上の必要によって配設構成した程度のものと認められ、そこに何らの形態秩序に対する配慮も認め得ないもので、それは未だ技術的範囲に止まるものと言わざるを得ず、また、その形態を構成する全体あるいは構成各部の間に何らの秩序もなく、形態全体としての統一性も認め得ないものである。」と説示する。

本審決の「美感」に関する一般論は妥当なもので

●図1



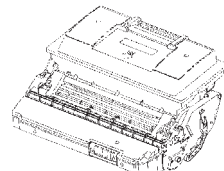
卓上電子計算機用印刷機
斜視図

あるが、その適用については、「美術品のように高質な美」でなくともよいとの基準に照らすと、やや高度な美感性を要求しすぎのように思われる。また、「機能上の必要による配設構成」と「形態秩序に対する配慮」とを区別する見方を前提としているとも解されるが、前記のとおり、機能と美感を対立的に捉える必要はない。審査運用としても、その後は本件〔卓上電子計算機用印刷機〕と同様の構成態様の意匠について意匠登録を認めている〔図2〕。

●図2



テープ駆動機
意匠登録第783854号



プリンター用現像機
意匠登録第1355118号

しかし、意匠の「美感」に関する要件が無用のものというわけではない。例えば、部分意匠の認定において、部分が「まとまった形態（ゲシュタルト）」として視認されなければならないという点については、積極的な判断が求められる*17。また、美感の高低は問題としないが、どのような内容の美感であるかの認定判断は常に必要なことであり、意匠の認定及び類否判断等の前提となるべきものである。この意匠の美感に対するセンスなくして、意匠に係る判断はできないと思われる。以下のように、裁判例をみても、意匠の美感を認定し、記述していることが伺える。

- * 1 高田忠『意匠』（有斐閣1969年）77頁。
- * 2 最高裁判所事務総局行政局監修『知的財産権関係民事・行政裁判例概観』（法曹界 1993年）192頁～193頁参照。
- * 3 吉原隆次『実用新案法意匠法詳論』（有斐閣 昭和3年）304頁は、「人の美的感覚を刺激するに足らざるものは意匠法に依り保護を受け得べきに非ず。」と述べる。
- * 4 村山小次郎『特許新案意匠商標 四法要義』（東京巖松堂書店 大正11年）315頁～316頁は、「意匠（Design）とは正確に之を名づれば寧ろ趣味的意匠と云うを正しとす而して其の要素は新規（Novelty）裝飾上の目的（Ornamental Purpose）考案力（Constructive Power）及型（Model）の四と為すべし右四の要素を実用新案の要素と比較するに實用新案に於ては有用、意匠に於ては裝飾上の目的を要素の一とする点に於て彼此相異なるのみ他の三要素に至りては

悉く同一なり」と述べる。

- * 5 特許庁意匠課『意匠制度120年史』（2009年）587頁参照。
- * 6 前掲（* 5）39頁。
- * 7 村山前掲（* 4）316頁～317頁は、意匠の要素である「装飾上の目的とは物品に施されたる新規の形状が人の美感に作用して快感を覚えしむるを云う 此の点に於て意匠は発明及実用新案と大に性質を異にし発明及実用新案は共に使用上の効果を目的とし所謂実用上より着眼するとは全く趣を異にする所なり 我意匠法に於ては新法も亦旧法と同じく法文上此の装飾上の目的なる要素を明定せず而も法規実際の取扱上此の要素は当然意匠に於ける要素として取扱われ来れるものなり」と述べる。
- * 8 ①魚津要太郎『工業所有権活用論』（大阪工業之日本社 大正9年）260頁は、「実用新案法に於ける考案は物の実在に関する観念であることは意匠と同様なれども意匠は或る美観の表現を目的とし考案は実用を表現するを目的とするのである。」と述べる。②旦六郎治『特許 実用新案 意匠商標 四法要義』（東京有斐閣書房 明治44年）6頁は、「意匠は……物品に美術的外観を呈せしむる考案なり 之に反し実用新案は既に世に存在せる物を利用改良し其实用を増加せしむるの考案なり 故に前者は美術的観念を主とし後者は実用を主とするに在り」と述べる。③清瀬一郎『工業所有権概論』（巖松堂書店 明治44年）214頁は、「意匠は必ずしも技術的結果に到達することを要せず唯趣味を付加するものなれば足る 実用新案法に於ける考案は物の外形に関する観念なることは発明と異り意匠と同じ、考案と意匠との異なる点は其目的に在り 考案の目的は実用を増すに在り意匠の目的は趣味を付加するに在り」と述べる。④杉本貞治郎講述『意匠法』（法政大学発行 明治36年）15頁は、「発明は工業上の物品又は方法に関する技術的考案にして 意匠は工業上の物品に応用すべき形状、模様、色彩に関する美術的考案なり 前者は実用を目的とし後者は美観を目的とす」と述べる。
- * 9 前掲（* 5）「第4部資料」587頁以下参照。
- * 10 寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦編著『意匠法コンメンタール（第2版）』（レクシスネクシス・ジャパン 2012年）〔五味飛鳥〕57頁～58頁。
- * 11 前掲（* 10）〔五味飛鳥〕65頁。
- * 12 審決例では、審決昭和42.7.14〔リング〕昭39審判2892（審決公報600号33頁）、及び審決昭和42.8.31〔容器〕昭38-4029（審決公報616号7頁）は、一部の模様の構成について「美感を起こさせるために施したもの」ではなく、「美的或は趣味的な考案」ではないとしているが、全体の形状は、「従来公知に属する」ものであり、意匠全体としては「美感を起こさせないもの」ではなく、新規性がないものである。美感を起こさせないと判断した審決は、昭和61年のプリンタ等の内部部品に関する審決17件だけと思われる（詳細は後記）。なお、「美感あり」との審決として、審決昭和47.2.4〔シャツ〕昭42審判2577（審決公報927号41頁）、審決昭和61.10.30〔磁気治療器〕昭58審判19892（審決公報2914号1頁）がある。
- * 13 前掲（* 2）93頁は、「意匠の定義における「美感」について直接判示した裁判例や「美感を起こさせるもの」に当たるか否かを問題とした裁判例は見当たらないが、意匠の類

否の判断において、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に関する対比をするほかに、それから生じる「印象」等についての対比を行なっている裁判例は、この点に関する判断をしているものと見られる。」…「これらの裁判例は、「美感を起こさせるもの」と「美感を起こさせないもの」と区別した上で、前者に当たる必要があることを積極的に判示したものではなく、前者に当たることを暗黙の前提としたものと見られる。」と述べる。

- * 14 高田前掲（* 1）85頁は、意匠法における「美は装飾的な美でも機能的な美でもよい」と述べる。判例タイムス335号264頁（東京高判昭和50.10.29〔保温着〕の【解説】）は、「機能それ自体のもたらす形状における意匠も、それなりの美感を生じさせることもありうるから、物品の機能に伴う必然的形状だからといって、機能美までも否定してしまうことが適当かどうか問題がありはしまいか。（改行）むしろ、物品の用途・機能に伴う必然的形状という言葉のうちには、物品そのものの基本的形状が、すでに出願前知られていることから説明していった方が、納得し易い説明をすることができのではあるまいか。」と述べる。
- * 15 知財高判平成24.6.28〔目違い修正用治具〕平成23（ネ）10085は、「目違い修正用治具の需要者は、持ち運びの容易性、安全性や耐久性等を考慮して、製品を選択するものと考えられ、そのような機能性に関連する形状等も美感を判断する要素であると解されるから、目違い修正用治具の把手部材の形状、補強板の有無、形状も、需要者の注意を惹きやすい部分というべきである。」と述べる（梅澤修『「造形デザイン」の知財判決紹介（8）一意匠の類否判断における「機能性に関連する形状等」の評価―（特許ニュースNo.13450、H25.4.9）参照。）。また、以下の最近の裁判例も、美感と機能の関連性を前提としてと思われる。①知財高判平成24.11.26〔人工歯〕平成24（行ケ）10105号（判タ1408号172頁）は、「歯科治療の専門家である歯科医、歯科技工士等の需要者に対し、咬合調整の容易化を目指した機能的部分が設けられていることに伴う印象、美感を生じさせるものである。」と説示する。②大阪高判平成25.10.10〔遊技台の台間仕切り板〕平成25（ネ）1136号は、「穴の位置が板の下部か前部か、全体からみてバランスがいい位置に存在するかという点及び穴の形状は、遊技者が指を掛けて、仕切り部を前方へ動かそうとしたときの操作性や安定感に関する印象の差異となる」と説示する。③東京地判平成27.5.15〔包装用容器〕平26（ワ）12985は、「意匠の当該部分に着目する場合に、当該形状から受ける単なる美観だけではなく、それが物品においてどのような機能と結び付いているかによって、需要者の払う注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。」と説示する。
- * 16 審判番号は、S58-12449、12870、13460、13461、13465、13468、13469、13471、13472、13473、13474、13475、13476、13484、13830、21419である。
- * 17 梅澤修「意匠法の問題圏 第11回―保護対象V 部分意匠⑤」DESIGN PROTECT 2015 No.106 Vol.28- 2、33頁参照。

2) 裁判例にみる美感認定

①美感認定の必要性

意匠の美感について認定判断する必要は明らかであるが、しかし、美感を言葉で表現することは至難である。例えば、意匠の類否判断においても、両意匠の美感を直接的に認定対比することは難しい。

東京高判平成14.11.26〔建物扉用取手の座金〕（平成14（行ケ）353号）は、「美感の共通性の有無を類否判断の基準とすべきである、との原告の主張は、抽象的な一般論としては全く正当である。これに対する合理的な反論はあり得ない。しかしながら、ここでの問題は、美感の共通性の有無を具体的にどのように判断すべきか、ということである。二つの美感の共通性を問題とする以上、原理的に言えば、それぞれの意匠が生じさせる美感を何らかの方法で別々に認定し、これらを何らかの方法で表現しつつ、両者を比較するというのが、最も好ましい方法であるということもできよう。とはいえ、美感というものは、本来、意匠に接した者の主観的な意識内容であるから、判断の客観性を一定以上に確保しつつ、これを外部から把握して表現することは、言うべくして容易なことではない。そこで、審決のように、両意匠の構成要素における共通点および相違点を認定し、公知事実、視覚効果等を勘案して各構成要素を評価した上で、総合的に類否を判断する手法は、判断の客観性を担保するとの観点からみて、少なくとも妥当な手法の一つというべきであり、審決がこのような判断手法を採ったこと自体を誤りとすることはできない。」と説示する^{*18}。

たしかに、「意匠の美感」を言葉で表現することは難しい、むしろ、表現すべきでないとの見解もある。事実、審査通知や審決においては、美感について認定する例はほとんどない。しかし、裁判例では、両意匠の美感を認定するものが相当数ある。特に、両意匠が類似しないと判断する場合には、多くの裁判例で両意匠の美感（ないし印象）の相違を認定している。「視覚を通じて美感を起こさせるもの」が意匠であり、「物品の形態」を認定しただけでは、意匠を認定したとはいえないのであり、視覚を通じ

て美感を起こさせるものとしての「物品の形態」を認定すべきであろう。

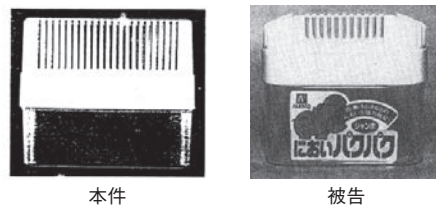
②類否判断にみる美感認定

（ア）美感と印象等

裁判例では「印象」等ということで「美感」について説示するものが多い。若干意味が異なるかもしれないが、「美感」と「印象」等はほぼ同義であり、「印象」等は美感の内容を記述するものと解される^{*19}。

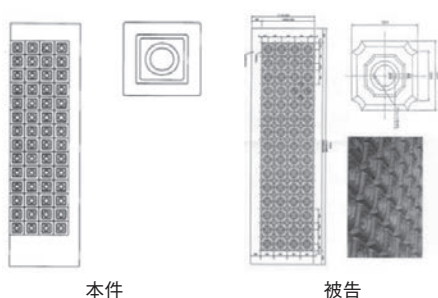
（1）大阪地判平成6.7.19〔脱臭剤容器〕平成5（ワ）8250号（知的裁集26巻2号582頁）〔図3〕は、「本件登録意匠が容器全体に直線が多用され全体としてシャープで堅い印象を与え、かつ重心が低いように見え整っていてスマートな印象を与えるのに対し、被告意匠は、曲線が多用され全体として丸くずんぐりした印象を与え、かつ、重心が高いように見え効率重視の印象を与える」とし、「全体として見る者に与える美感を異にし、類似しない」と説示する。「全体としてシャープで堅い印象」や「全体として丸くずんぐりした印象」との認定は、「美感」の内容を記述するものである。

●図3



（2）大阪地判平成18.12.21〔ブロックマット〕平成18（ワ）7014号〔図4〕は、各ブロックの形状は、「本件登録意匠においては、中央の凹部を除いては、アールのついた四角形で構成されているため、整然とした美感をもたらしているのに対して、被告意匠においては、…各ブロックの中央部及びその四隅部分には円形が現れるような意匠となっていること、及びブロック上面の平面面積が少なくなっていることにより、一定の統一感を保ちつつも、装飾を凝らしたような印象を与える点が看者の印象に強く残るもの」となっており、本件登録意匠とは異なる美感をもたらしている。」と説示する。本件登録意匠の「整然とした美感」に対して、「装飾を凝らしたような印象」

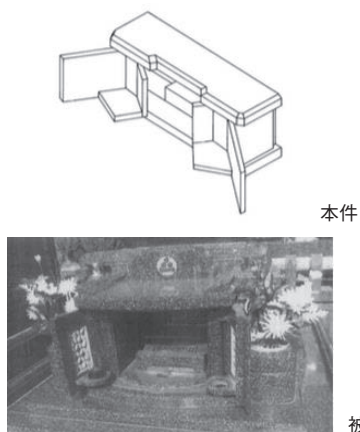
●図4



という「異なる美感」と説示しており、「印象」と「美感」はほぼ同義である。

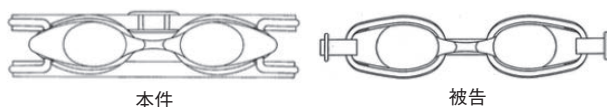
(3) 東京地判平成19.3.16〔墓前用収納箱〕平成18(ワ)9943号〔図5〕は、「本件意匠1は、シャープな美感を看者に与えるのに対し、イ号意匠は、丸みを帯びた優しい美感を看者に与えるものと認められる。」と説示する。他の裁判例では「印象」というところを、「美感」(シャープな、丸みを帯びた優しい)として、形態全体のまとまりについて記述している。

●図5



(4) 大阪地判平成19.4.19〔水中眼鏡〕平成17(ネ)12207号(判時1983号126頁)〔図6〕は、「被告意匠は、…正面視において、左右のアイカップは、それぞれ全体としてより丸みを帯びた略円形に近い柔らかな印象をもたらす形状を呈しており、その結果、左右のアイカップと鼻ベルトが一体として流れるような流線形状を呈しておらず、前記各公知意匠に見られるような単に左右の略円形のアイカップを鼻ベルトが連結しているだけであるという印象をもたらして、本件登録意匠のように、正面から見たアイカップの形状が鼻ベルトの形状と一体となって、全体として横長の流れるような流線形状をなし、シャープでスポーティ感があり、かつ、スマートな美感をも

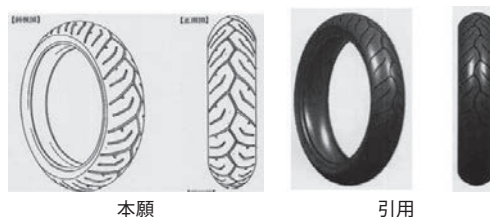
●図6



たらしはしないというべきである。」と説示する。ここでは、「柔らかな印象」「スポーティ感」「スマートな美感」がほぼ同列に述べられており、「印象」と「美感」は同義と解される。

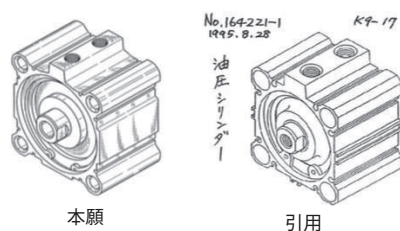
(5) 知財高判平成20.3.31〔自動二輪車用タイヤ〕平成19(行ケ)10344号〔図7〕は、「本願意匠は、…全体として、「ゴツゴツ」とした、荒削りで、男性的な印象を与えているとともに、規則的な模様であるとの美的な印象を生じさせている。…引用意匠は、…全体として、柔らかく、繊細で洗練されていて、女性的な印象を与えているとともに、不揃いで、不規則的で、より自由な模様であるとの美的な印象を生じさせている。」と説示する。「美的な印象」は、「美感」とほぼ同義である。

●図7



(6) 知財高判平成21.5.28〔流体圧シリンダ〕平成20(行ケ)10401号〔図8〕は、「意匠的效果」の用語を使用し、「本願意匠の形態が生じる意匠的效果は、…引用意匠と比較して、ボルト取付用孔部を含めた全体が略四角柱状であるとの印象が相当程度打ち消され、シリンダチューブ中、ボルト取付用孔部を除く部分に全体として丸みを持たせた上、その四隅からやや突出させるようにボルト取付用孔部を取り付けたような印象を与えるものと認められ、…本願意匠の各形態は、…引用意匠とは相当程度異なる美感を生じさせる意匠的效果を有する」と説示する。「形態が生じる意匠的效果」は、「美感を生じさせる意匠的效果」であり、「意匠的效果」は形態と美感を媒介する概念となっている。なお、「美感」と「意匠的效果」はほぼ同義であり、同じ「美感を起こさせる事態」について、需要者(主体)の側から観れば「美感」であり、意匠(客体)の側から観れば「意

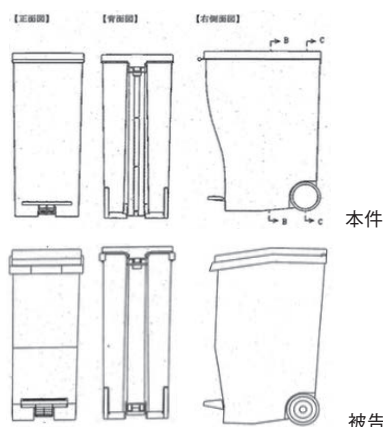
●図8



匠的効果」と捉えられると思われる*²⁰。また、この「美感」と「意匠的効果」の区別は、すでに、最判昭和49.3.19〔可撓伸縮ホース〕（民集28巻2号308頁）に現れている。

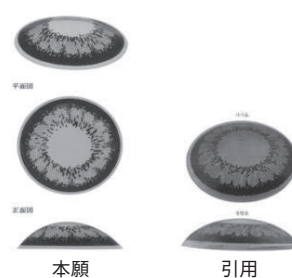
（7）大阪地判平成22.3.25〔ごみ箱〕平成21（ワ）11520号〔図9〕は、印象とともに「デザイン」の語を使用する。「本件登録意匠では、正面壁が、側面視において緩やかなS字曲線（シグモイド曲線）を描いており、…優美で流れるようなラインであって、需要者に対し、すっきりとした、洗練された印象を与えている。」「被告意匠では、…3つの面が折れ線状のラインを形成し、需要者に対し、無機質的で、堅牢な構造物の印象を与えている。」「本件登録意匠が、…抽象的に水鳥をイメージさせた、スマートでスタイリッシュなデザインであるのに対し、被告意匠は、…大小の面を多用した、幾何学的で複雑なデザインとなっており、両意匠は全体としての美感も異にしている。」と説示する。

●図9



（8）知財高判平成23.11.30〔コンタクトレンズ〕平成23（行ケ）10159号〔図10〕は、「本願意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。…引用意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、自然らしさを捨

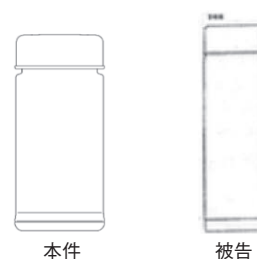
●図10



象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」と説示する。「印象を与えるような美感」と述べるように、その印象は美感の内容を記述するものである。

（9）大阪地判平成24.6.21〔携帯用魔法瓶〕平成23（ワ）9600号〔図11〕は、「本件意匠は、全体的に底面積がより広く、立てて置いたときにより安定感のある印象を与えるのに対し、被告意匠は、全体的に底面積がより狭く、スリムな印象を与えるデザインとなっている。また、…本件意匠は、高さ方向に沿って、比較的凹凸がある印象を受けるのに対し、被告意匠は、比較的直線的な印象を与えるデザインとなっている。」と説示する。「印象を与えるデザイン」ということで、美感の内容を対象の客観的な記述としている。

●図11



（10）知財高判平成24.7.18〔自動二輪車用タイヤ〕平成24（行ケ）10042号〔図12〕も、「印象を与えるような美感」と述べる。すなわち、「本願意匠の三つの溝は、溝縁が直線であり、端部に向けて溝幅が細くなることから、看者に対し、一方の先端がとがった細い直線により構成され、無機的であり、かつ、非常にすっきりとして、サイドウォールから赤道に向けて流れる印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。これに対し、引用意匠の三つの溝は、全体として、基本的に溝幅に変化がないことも相まって、看者に対し、同じ幅の溝が曲線的にねじ曲がった印象、例えていえば、先端の丸まった筒状

●図12



の細菌あるいは細胞をまとりなく配した印象を与えるような美感を生じさせる」と説示する。

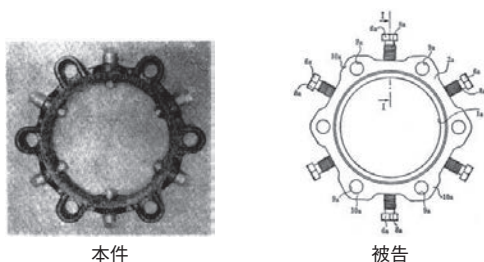
(11) 知財高判平成24.11.26〔人工歯〕平成24(行ケ)10105号(判タ1408号172頁)は、「看者に対し、本願意匠Aは引用意匠Aよりも前後方向に平たい印象ないしよりほっそりした印象を与えるような美感を生じさせる」と説示する。

(イ) 対象的・客観的な認定

以上のように、裁判例は、「印象」「意匠の効果」あるいは「デザイン」との用語によって、「美感」の内容を記述している。また、裁判例の美感認定の具体的内容は、いずれも、認識対象(意匠)の客観的形態に関する認定であり、「まとまった形態に関する全体的な印象」の認定となっている。この美感の具体的記述は、客観的な「全体としてまとまりある形態」を表現した、対象の客観的な認定である*21。この対象的・客観的な認定に関しては、上記の他にも、以下の裁判例がある。

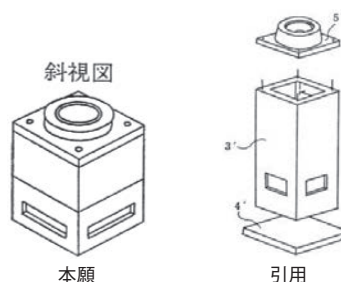
(1) 大阪地判昭和51.1.27〔管の押環〕昭和48(ワ)3797号(無体裁集8巻1号7頁)〔図13〕は、「本件意匠が「放射状に著しく突設した6個の円弧面状突縁を有する円形状環板」の感を与えるのに対し、イ号物件の意匠は「放射状にわずかに突設した6個のなだらかな円弧面状突縁を有する六角状環板」の感を与える」と説示する。この「感」の認定内容は、両意匠の形状を全体としてまとめて認定したもので、対象の客観的記述となっている。

●図13



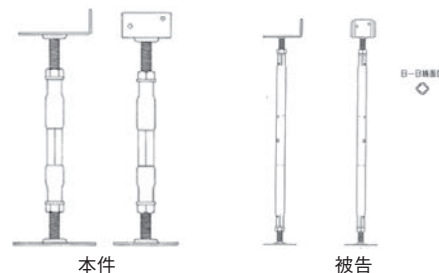
(2) 東京高判平成元.2.23〔配線用コンクリート梔〕昭和63(行ケ)67号、(無体裁集21巻1号45頁)〔図14〕は、「本件意匠は、…看者に全体としてずんぐりとした重量感のある印象を与えるのに対し、引用意匠は、…看者に全体としてスマートな印象を与える」と説示する。各部の形態認定を総合して、全体としての美感を「印象」としてまとめて認定するものであり、その「印象」は、形態全体の対象的・客観的な記述となっている。

●図14



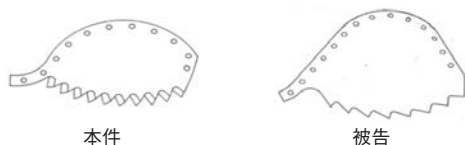
(3) 大阪高判平成17.9.15〔床束〕平成17(ネ)570号〔図15〕は、「本件意匠は、上下の円筒状部の丸みを帯びた形状との対比で、中間部の細く角張った形状が際立ち、そのような形状から生じるシャープでスマートな印象が、全体から受ける美感の中で看者に強く感じられるものと認められる。」…「被告製品の意匠は、…中間部は、四つの平坦面が形成されている印象が強く、被告製品の意匠は、中間部を含め、全体として、丸みを帯びた柔らかな印象を看者に与える。」と説示する。この「印象」(シャープでスマート、丸みを帯びた柔らかな)は、美感の内容であり、形態全体の対象的・客観的な記述である。

●図15



(4) 大阪地判平成20.5.29〔木製廃材切断機用刃〕平成18(ワ)8725号〔図16〕は、「本件意匠は、…全体としてみると、左端の柄の部分と右端の直線部分

●図16



が目を引き、楕円を前提として、これの一端に柄を付して、他端を直線状にして楕円を欠けさせたような形状であるとの印象を受ける。」「二号意匠は、…全体としてみれば緩やかな三角形の形状であるとの印象を受ける。」と説示する。「…形状であるとの印象」と述べるように、ここでの「印象」は、「全体的な形状」をまとめて記述したものである。

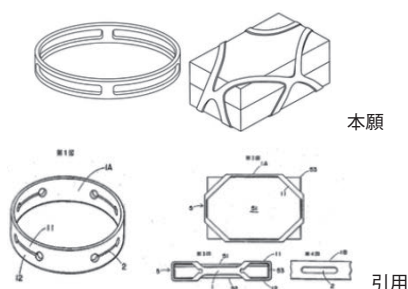
(5) 知財高判平成20.11.26〔腕時計側〕平成20(行ケ)1018号〔図17〕は、「本願意匠は、…全体として凹凸の多い立体的な印象を看者に抱かせる…。」「引用意匠は、…全体としてすっきりとした平坦な印象を看者に抱かせる…。」と説示する。この印象は、各部の具体的な態様を「全体として」認定した対象的・客観的なものである。

●図17



(6) 知財高判平成21.7.21〔輪ゴム〕平成21(行ケ)10036号〔図18〕は、「本願意匠では、開口部が周側面において大きな部分を占めているとの印象を与えるが、引用意匠では、開口部は周側面の一部であるとの印象しか与えない」と説示する。この印象内容も形態の対象的・客観的な記述である。

●図18



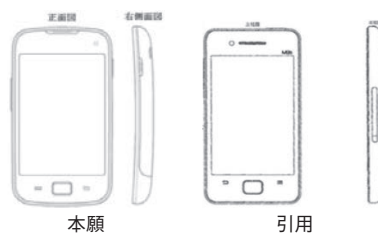
●図19



(7) 大阪地判平成21.11.5〔長靴〕平成21(ワ)2726号〔図19〕は、「本件意匠の筒部の形状を見ると、…筒部が全体に引き締まって細身のある独特の美感がもたらされており…。」「被告意匠は、…本件意匠にはない筒部全体が柔らかくて膨らみのある独特の美感を需要者に起こさせている。」と説示する。この「美感」の内容も、形態全体のまとまりについての記述である。

(8) 知財高判平成26.3.27〔携帯電話機〕平成25(行ケ)10287号〔図20〕は、「本願意匠は、…これらの形態により、全体として丸みを帯びた柔らかな印象を与える」…「これに対し、引用意匠は、…本願意匠と比べると、全体としてよりシャープかつフラットな印象を与える」と説示する。各部の形態を全体としてまとめた記述となっている。

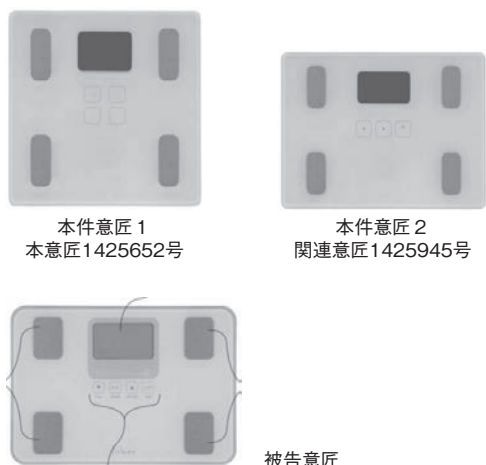
●図20



(9) 東京地判平成27.2.26〔体重測定機付体組成測定器〕平成24(ワ)33752号〔図21〕は、「透明ガラス板の縦横比が異なることに起因して、本件意匠1は看者に対し略正形状であるとの印象を与えるが、被告意匠は看者に対し横長の長形状(その縦横比は約1:1.43)であるとの印象を与える」と説示する。この印象は、対象的・客観的な形態認定ほぼそのままである。

類否判断では、最終的に「意匠全体としての美感」の異同を判断するが、その過程において、「部分的

●図21



な美感」についても認定することもある^{*22}。

(ウ) 両意匠が類似する場合の美感認定

上記の事例は、いずれも両意匠の美感が異なり、類似しないと判断したものである。美感が共通する場合には、形態の共通点を記述するだけでよく、その美感内容を特に記述する必要はないであろう。だが、少数ではあるが、両意匠が類似する場合にも意匠の美感を認定した裁判例がある。これらは、公知意匠(先行意匠)との対比を意識したものと思われる。

(1) 大阪地判平成16.12.21〔ライター〕平成16(ワ)5644号〔図22〕は、「本件意匠中のライター上部の構成、…は、上記各公知意匠には見られない新規なものと認められ、これらの直線及び曲線の組合せ及びその位置関係により、優美なスマートさによる独特の美感がもたらされている…。」「本件意匠と被告意匠1は、…共に優美なスマートさという共通の印象をもたらし構成を有し」と説示する。

●図22



(2) 東京地判平成24.6.29〔エーシーアダプター〕平成23(ワ)247号(判時2193号91頁)は、「…公知意匠には認められない構成態様であり、この構成態様により、需要者に対し、本体全体が丸みを帯びた柔らかな印象を与えると同時に、本体正面視の四角隅部が四半球状となっていることにより整った印象も与えるものとなっており、上記構成態様は、他の公知意匠にはみられない新規な創作部分である」と説示する。

*18 同様の指摘として、前掲(*2)205頁は、「『美感』の意義については、…『印象』、『看者に与える印象』、『視覚的印象』、『趣味感』、『審美的効果』、『審美感』などの言葉で表現している裁判例が見られるが、結局これらの言葉は、美感を別の言葉に置き換えたにすぎないように見受けられ、これらの言葉を用いたというだけでは、一般需要者の立場からみた美感の類否すなわち意匠の類否の具体的な判断手法が明らかにされているとは言い難いであろう。」と述べる。

*19 前掲(*18)参照。

*20 梅澤修『『造形デザイン』の知財判決紹介(2)―知財高判平成22.7.7「呼吸マスク」(判時2098号149頁)―(特許ニュースNo.12842、平成22.10.6)7頁以下参照。

*21 前掲(*10)〔五味飛鳥〕57頁は、「美学上、この美ないし美的範疇(美的質)は、感覚的にとらえられるものの内の第三性質であるとされている。」と述べ、「美感」の「美」を「広い意味での「美」ととらえるときは、すべての対象が、当然に「美」を具えていることになる。」と述べる。

*22 部分的態様について、「印象」や「美感」を認定したものとして、以下の裁判例がある。①東京地判昭和47.7.17〔ハンガー〕昭和46(ワ)2136号(無体裁集4巻2号407頁)は、正面の「二等辺三角形の内部」形状について「感じ」を認定する。②東京高判昭和58.5.16〔ふとん干器〕昭和56(ネ)3156号(無体裁集15巻2号373頁)は、共通点と差異点について「感じ」を認定する。③東京高判昭和61.5.29〔排水用コンクリートブロック〕昭和57(行ケ)106号(無体裁集18巻2号161頁)も、共通点と差異点について認定する。④大阪地判昭和63.12.22〔釣りざお〕昭和59(ワ)6494号(無体裁集20巻3号507頁)は、模様について印象を認定する。⑤大阪高判平成18.8.30〔手さげかご控訴審〕平成18(ネ)448号(判時1965号147頁)は、「透孔の傾き方」という部分的態様について印象を認定する。⑥東京地判平成20.2.19〔バケット先端装着具〕平成19(ワ)1972号は、部分的な「正面の美感」について、印象を認定する。⑦東京地判平成23.11.10〔目違い修正用治具〕平成23(ワ)131号は、各部について、印象を認定する。⑧知財高判平成28.7.13〔道路橋道路幅員拡張用張出し材〕平成28(ネ)10001号は、部分的な「背面側の印象」について、印象を認定する。

(つづく)